

棚卸資産（LIFO）ヒアリング 概要

専門委員会の検討に先駆けて、ASBJ では、後入先出法採用企業 5 社（全て上場企業）に対して、「棚卸資産 後入先出法に関するヒアリング」を実施している。質問項目とそれに対する先方からの回答の概要は次のとおりである。

【確認事項】貴社の LIFO の適用の概要について

質問事項に先立ちまして、貴社の LIFO の適用の概要について教えてください。

- ・適用されている棚卸資産の範囲
- ・棚卸資産全体に占める割合（金額）
- ・採用している方法の概要（都度別か、月別、期別か、など）

（回答）

会社名	回答（要約）
鉄鋼 A 社	連結ベースの棚卸資産の約 60%に LIFO を適用。半期毎の LIFO。原価法。
化学品 B 社	個別ベースの棚卸資産の 90%強に LIFO を適用。関係会社の状況は正確には把握していないが、連結ベースの比率は相当程度低下すると考えられる。標準原価計算の期間と合わせた半期毎の LIFO。低価法。
鉄鋼 C 社	未着品原材料を除く全ての棚卸資産に LIFO を適用。ここ数年未着品がないため、実質的に 100%。年度別の LIFO。低価法。
非鉄 D 社	市況に左右される非鉄金属の棚卸資産(原材料、製品)に LIFO を適用。個別ベースの棚卸資産の約 84%。月別の LIFO。原価法。
石油 E 社	個別ベースの製品、商品、半製品、主原料である原油に LIFO を適用。60%から 70%。連結グループで考えても、比率に大きな違いはないと考えられる。年度別の LIFO。原油のみ低価法、その他は原価法。

【質問事項 1】LIFO の採用時期と採用の理由

（質問 1）
貴社において、棚卸資産の評価方法として LIFO を採用した時期はいつ頃ですか。また、可能であれば、その採用の理由についても教えてください。

（回答）

会社名	回答（要約）
鉄鋼 A 社	20 年以上前。LIFO は、かつての物価上昇が当たり前と考えられていた

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	高度成長とインフレ時には、平均法と異なり、常に高い原価を払い出すことができる。コストの変動をタイムリーに期間損益に反映できる保守的な会計処理と考えている。
化学品 B 社	20 年以上前に総平均法から LIFO に変更した。LIFO の方が期間損益を見る上で適当であり、期間損益計算をより合理的に行うために変更した。
鉄鋼 C 社	20 年以上前に月別総平均法から LIFO に変更。常に在庫の市況の変動があり、原材料購入価格にスライドして製品価格が変動する業界の特質に鑑み、収益費用のより適切な対応による合理的な期間損益計算を行うために変更している。
非鉄 D 社	20 年以上前に相場が低迷したことから、平均法では業績を正しく反映できないと判断し、LIFO に変更。同業他社も同じ時期に変更するケースが多かった。
石油 E 社	20 年以上前に、原油価格の変動と製品の販売価格が連動していることから、最も有効な棚卸資産の評価方法として LIFO を採用した。

【質問事項 2】LIFO の長所

LIFO の長所は、物価や為替相場の変動によって、棚卸資産の仕入価格や販売価格が大きく変動する場合において、より効果があると考えられ、そのため、これを選択することが適した業種があると一般的に考えられています。

（質問 2）

貴社は、LIFO の長所を活かすことができる業種又は事業形態の企業であるとお考えになりますか。それは、なぜですか。

（回答）

会社名	回答（要約）
鉄鋼 A 社	LIFO 採用の理由と同様だが、原材料価格の変動に対して、販売価格が連動する傾向がある。
化学品 B 社	会社の中心的な事業の主原料であるナフサは市況の変動が大きい。製品の販売価格は、直近のナフサの価格に基づいて決定されるため、LIFO が妥当。石化原料は限られた資源であり、長期的にはその価格は上昇していくと考えられるが、LIFO であれば、この上昇を収益と費用に反映することができる。
鉄鋼 C 社	方針として、会計的に保守的で早く損益を取り込んでいくという考え方がある。特に市況の変化による影響が大きい業種とみられており、

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	必然的に LIFO という考えがあった。
非鉄 D 社	相場の影響が大きいいため、損益計算重視の観点からは、売上と原価の対応が図られるため、LIFO が適していると考えている。その他の方法によると業績をかさ上げしてしまう。
石油 E 社	<ul style="list-style-type: none"> ・購入原材料である原油と製品売価の関連性が強いいため、LIFO の長所が活かすことができる業界であると考えており、またそうした長所を活かした経営をしたいと考えている。 ・例えば、総平均法に変更しただけで、経常利益に大きなインパクトが簡単に生じてしまう。実態と全く異なる情報開示がなされることになってしまう。

【質問事項 3】LIFO の短所

前述のように、LIFO の短所として以下が挙げられます。

LIFO の採用により、帳簿上は過去に取得した棚卸資産が繰り越され続けることになり、貸借対照表の棚卸資産の金額が最近の原価の水準と関係がなくなってしまうことになる。

棚卸資産が大きく減少した場合に、繰り越された損益がまとめて計上されてしまうことになる。

（質問 3）

こうした LIFO の短所について、貴社はどのようにお考えになりますか。

（回答）

会社名	回答（要約）
鉄鋼 A 社	<ul style="list-style-type: none"> ・従来から棚卸資産については強制評価減の取扱いがあり、さらに今後は企業会計基準第 9 号が適用されることになるため、在庫評価が過大になることはない。 ・保有する在庫水準が下がったときに、繰り越された損益が計上されるという問題については、平均法でも同様の問題はあり、程度の差に過ぎない。 ・また、評価計算をする単位（計算メッシュ）を細かく設定しているため、前期までの残高をそのまま繰越し続けているかという必ずしもそういうことでもない。個別法に近いような棚卸資産の評価計算を行っているイメージである。
化学品 B 社	<ul style="list-style-type: none"> ・低価法を採用しているため、在庫金額が過大に膨れることはなく、保守的な会計処理と考えている。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・品番は細かく設定しているが、保有する在庫水準が大きく減るとい うことはないので、繰り越されている在庫の評価単価は市況に比して かなり低いと考えられる。 ・他の評価方法を採用している同業他社とはかなり損益に違いがある と認識している。
鉄鋼Ｃ社	<ul style="list-style-type: none"> ・製品以外の在庫については、ほとんど保有しないため、製品以外の 在庫についての影響は小さい。 ・製品については、基本的に生産＝販売であり、プール分が払い出さ れる機会は少ない。低価法を採用しているため、含み損が残ることは ない。 ・会計の仕組みからいっても損益計算書と貸借対照表のどちらを重視 するかの問題であり、両方パーフェクトは難しい。会社は損益計算書 を重視している。損益計算書を重視すれば、結果的に貸借対照表は連 結環という調整的なものになってしまう。最近出てきている貸借対 照表を重視する考えに立てば、逆に損益の方が調整的なものになっ てしまう。
非鉄Ｄ社	<p>LIFOを採用している場合、古い在庫が残るといことはよく言われる が、月別の計算を行っており、また受払いの単位も細かいため、評価 単価は現在の仕入価格に近付いていると考えられる。</p>
石油Ｅ社	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘された２つの点を LIFO の短所とは考えていない。 ・１つ目の点は、原油価格の高騰により、在庫の簿価と時価の乖離が 大きくなっているため、何らかの開示をしていく必要があると考えて いる。しかし、そうした開示をすればよく、LIFO の短所とは考えてい ない。 ・２つ目の点は、備蓄義務が課せられているために、期末の在庫水準 が大きく変動することはなく、大きなインパクトはない。 ・年度の LIFO であり、また備蓄在庫の規制があるため、プール分が払 い出され難い。LIFO 採用時点の単価を付しているような在庫もある。

【質問事項４】IFRS とのコンバージェンス

前述のように、IFRS では、棚卸資産の評価方法として LIFO の採用を認めておらず、個別
法、先入先出法又は平均法を用いることとされております。

（質問４）

IFRS が LIFO を認めていない点について、どのようにお考えですか。また、仮に LIFO
が廃止されることとなった場合、貴社ではどのような対応が必要になりますか。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の
無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれ
らの法律により禁じられています。

（回答）

会社名	回答（要約）
鉄鋼 A 社	LIFO を積極的に採用しているというわけでは必ずしもないが、LIFO の問題は、他の評価方法と程度の差と考えているので、LIFO だけを認めないという取扱いには疑問がある。
化学品 B 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間損益を適正に計算するという面から、在庫の評価方法の 1 つとして認められてもよいのではないかと考えている。ただし、在庫の簿価が時価と離れてしまうという問題点は確かにあると思っている。 ・ LIFO が認められなくなれば、システムの対応が必要になる。
鉄鋼 C 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必ずしも LIFO に固執するわけではない。LIFO には、実際の物の流れと一致しないという分かり難さもある。特に、採用している年度別の LIFO は分かり難い。 ・ LIFO が認められなくなれば、現場レベルでは、システムの対応が難しいと考えている。また、経営陣の考え方として、市況を反映した損益計算書を利用するということがあるので、考え方を考えるのに時間がかかるかも知れない。
非鉄 D 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ LIFO が認められなくなれば、システム対応が必要になる。 ・ かつてのように半期毎の LIFO というのであれば、簿価と時価の乖離は大きくなるかもしれないが、月別に LIFO を行っているため、それほど異常な数値にはならず、正しい処理の 1 つと考えている。
石油 E 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油業界においては、LIFO の方が他の方法よりも経営実態を正しく示すことができる。業界によって様々ではあろうが、残すべき方法であり、当然認められるべき方法である。 ・ 同業他社も「カレント・コスト・ベース」という不明瞭な情報を開示しなければ、実際の会社の収益力を開示することができていない。こうした不明瞭な開示よりも、決算で LIFO を使うことの方が適当である。 ・ こうした機会なので強く申し上げておきたいが、会社としては LIFO を継続する考えであるし、これを廃止することは考えられない。 ・ 同業他社がなぜ平均法に戻したか、という理由は、話し合ったわけではないので分からないが、決算報告を見る限りでは、LIFO が将来認められなくなる可能性を考慮したというような例もあるようである。

【質問事項 5】LIFO の短所を補う注記

米国の実務においては、LIFO の採用について、利益操作を目的とした LIFO の採用を認め

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ないこと、及び LIFO を採用する場合に、一定の項目を注記することが要求されています。

（質問５）

米国の実務も参考に、別紙のような注記を企業に求めた場合、

- ・ 別紙のような注記があれば、LIFO の短所を補うことができると考えられますか。
- ・ 別紙のような注記を求められた場合、注記することは可能と考えられますか？
- ・ もし、別紙のような注記をすることが難しい場合、どのような注記であれば、LIFO の短所を補い、かつ LIFO 採用企業にとって、それほど負担にならず注記することができると考えられますか？

（回答）

会社名	回答（要約）
鉄鋼 A 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚卸資産の時価と簿価との差額の開示を、LIFO 採用時にのみ要求するという扱いはバランスを欠いている。注記を求めるとすれば、他の評価方法を採用した場合も含めて、一律に時価を開示するという扱いにすべきではないか。LIFO を採用した場合には注記が必要だが、それ以外の方法に変更すれば、注記は不要、ということでは、社内でも説明ができない。 ・ 同業他社との問題もあり、LIFO を採用している会社だけ注記というのは厳しい。 ・ FIFO や平均法で仮に計算した場合の金額を算出するというのは、実務的にどのようにすればよいのか、イメージが湧かない。 ・ こうした注記を求められることになれば、社内でも LIFO を止めるかという話が出てくる可能性がある。そうした会社に何もメリットのない議論になるのは避けたい。
化学品 B 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ FIFO や平均法等の方法による注記は、システムの対応が必要になる上に、2 重の在庫管理をする必要があり、難しいと考えられる。 ・ 期首在庫の食込みが生じた場合の注記については、仕組み上は対応できるかもしれないが、全ての在庫について前期と当期の数量を比較するという作業が必要になり、大変な作業になると考えられる。 ・ 注記項目が増えれば会社の事務負担が増えるが、国際的な状況を考えれば、「LIFO の採用を残した上で、この場合に注記」という扱いに反対しても始まらないとは思っている。 ・ FIFO と平均法も全く違う結果になるにもかかわらず、なぜ LIFO を採用した場合にだけ注記が必要なのか、会計処理方法の違いによって結果が違うというのは、減価償却方法も含め、色々あるのに、なぜ、LIFO を採用した場合だけ注記なのか、ということはある。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・注記が必要になった場合に LIFO を止めるということは考えられる。
鉄鋼 C 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ FIFO や平均法等の方法による注記は、2 通りの評価をしなければならぬため、システムの導入など、対応が難しい。 ・注記が必要でも LIFO が存続すれば、引き続き採用を考えている。しかし、同業他社が他の方法に変更することなどがあれば、比較可能性の観点から変更することはあり得る。 ・食込みが生じた場合の注記については、計算上は対応可能かも知れないが、製品、半製品、原材料という大きな括りで開示して、有用性があるのか疑問。
非鉄 D 社	<p>注記は、品目が多いことや、システムの対応が必要になることから難しいと考えている。現時点ではハッキリしたことは言えないものの、システムを組み直すということになれば、LIFO を止めるという選択肢も出てきてしまうと考えられる。</p>
石油 E 社	<ul style="list-style-type: none"> ・時価として何が適切かというのは今後の検討であるが、簿価と時価の乖離は大きく、この開示は必要であると考えている。 ・他の方法によって評価した場合の評価額の注記については、実務上の対応が困難であると考えられる。 ・プール分を払い出した場合の損益への影響の開示については、オペレーションの中での話であり、開示を求める理由が分からない。ただし、製油所の 1 つを閉鎖したというような異常な状況において、大きな影響があれば開示する、ということはあるかも知れない。 ・上記のとおり、注記は必要だと考えており、注記が必要になるために、LIFO を止めるということは考えていない。

【その他】

（質問 6）

棚卸資産については、企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」により、棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げを行うこととされましたが、貴社ではこの会計基準をどのように適用される予定ですか。

（回答）

会社名	回答（要約）
鉄鋼 A 社	原材料であっても再調達原価を用いることは考えておらず、売値から時価（正味売却価額）を算定する予定である。
化学品 B 社	現在も低価法を採用しており、原材料については今後も再調達原価による評価を継続するが、他の在庫についても、これまでの再調達原価

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	との比較を正味売却価額に変更することで対応は可能と考える。
鉄鋼C社	市況商品のため、会社のHP上で、原材料の仕入価格と製品の販売価格を公表している。この価格を時価として認めてもらえれば、それを用いる。
非鉄D社	詳細はまだ検討中であるが、グルーピング等をした結果、時価と簿価を比較するようなことになると考えており、この会計基準の対応が必要であることをもって、上記の時価に関する情報の注記を求められても厳しい。
石油E社	評価する時価をどうするのかという点を現在検討中。原油についてはすでに低価法を採用していることもあり、企業会計基準第9号の早期適用は考えていない。

（上記の項目以外のコメント）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚卸資産の評価については、評価計算の単位の設定の仕方など、よほど重要で影響も大きい点が企業間にバラツキがある。こうした点を議論することなく、それほどインパクトのないLIFOの存続を議論するという点に疑問を感じる。 ・ 国際会計基準で認められていないLIFOをせっかく残してくれたとしても、連結グループの会計方針の統一が厳格に要求されるようなことになれば、結局はLIFOを採用できないということになってしまう。

棚卸資産（LIFO）ヒアリング結果に基づく今後の方向性の検討

今後、LIFO の取扱いを検討する方向性として、国際的な会計基準の取扱いも考慮すれば、他の棚卸資産の評価方法と同様に LIFO の採用を認めることは困難であると考えられる。そのため、考えられる方向性として、LIFO を廃止する、LIFO の採用を認めるものの、その指摘されている問題点を解消するための一定の追加開示を採用企業に求める、という 2 つの方向性がまず考えられる。

ヒアリングの結果に基づいて、2 つの方向性を比較検討する。

案	案
<p>（LIFO の短所についての考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LIFO には、棚卸資産の簿価と時価が離れてしまうという問題点は確かにあると思っている。 ・（品番は細かく設定したとしても、）保有する在庫水準が大きく減ることはないので、プール分が払い出される機会は少ない（ただし、この点については異なる意見もある。） ・LIFO には、その仮定が実際の物の流れと一致しないという分かり難さがある。 	<p>（LIFO の長所からこれを残すべきという考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格の変動を収益と費用の両方に反映させることができる方法として、LIFO を残すべきである。 ・LIFO の問題は、他の評価方法と程度の差であり、LIFO だけを認めない取扱いには疑問が残る。 ・企業会計基準第 9 号が適用されるため、在庫評価が過大になることもなく、保守的な会計処理である。
<p>（注記についての考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚卸資産の簿価と時価の差額を、LIFO 採用時にのみ開示するという取扱いはバランスを欠いている。 ・注記は、品目の多さや、システムの対応が必要になることから難しいと考えている。 	<p>（注記についての考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚卸資産の簿価と時価が乖離するという LIFO の問題は認識しており、注記は必要であると考えている。 ・注記項目が増えれば企業の事務負担が増えるが、国際的な状況も考えれば、一定の注記を求めることで LIFO の採用を残すという扱いに反対しても仕方がない。

以上